

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

福島県選挙管理委員会

○福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十一号

福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年七月一日

福島県選挙管理委員会

委員長 成 田 良 洋

福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第一号カ中「五百円」を「千円」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「千円、」を「千五百円、」に、「三千円」を「四千五百円」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「一万二千円」を「二万三千円」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

第九十四条第三号ア中「船賃」の下に「航空賃」を加え、「イ及びウ」を「からエまで」に改め、同号イ中「一万円」を「二万円」に改め、同条第四号中「二万円」を「二万五千円」に、「一万五千円」を「二万円」に改める。

附 則

1 この規程は、令和七年七月一日から施行する。

2 改正後の福島県公職選挙等執行規程第九十四条の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお

従前の例による。